【規程番号　神女院Ⅳ－006】

神戸女子大学大学院看護学研究科担当教員候補者の教育研究業績等の審査に関する内規

（目　的）

第１条　この内規は、神戸女子大学大学院学則第28条第７項に基づき、看護学研究科を担当する教員候補者の教育研究業績等の審査に関して必要な事項を定める。

（小委員会の設置）

第２条　看護学研究科委員会は、看護学研究科担当教員候補者に関する教育研究業績等の審査小委員会（以下「小委員会」という。）を組織し、担当教員候補者の教育研究業績等を審査するものとする。

（小委員会の構成）

第３条　小委員会は、３名の審査委員（看護学研究科から選出された委員３名）をもって組織し、看護学研究科より推薦された教員候補者について教育研究業績等の審査を行う。

（委員長）

第４条　小委員会に委員長を置く。

２　委員長は、審査委員の互選によって決定する。

（小委員会の業務）

第５条　小委員会は、教員候補者の学歴、職歴、研究業績、学会および社会における活動状況等について速やかに調査し、看護学研究科の担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査する。

（非常勤講師の取扱い）

第６条　看護学研究科委員より推薦された非常勤講師についても、小委員会において看護学研究科の科目担当に相応しい教育研究業績等を保有しているか審査するものとする。

（審査結果の議決および報告）

第７条　委員長は、審査結果を看護学研究科委員会に報告するものとする。

２　看護学研究科委員会は、委員会の審査結果をもとに、教員候補者の教育研究業績等が看護学研究科の担当に相応しいか審議し、学長に意見を述べるものとする。

３　前項の審議は、委員の３分の２以上が出席した看護学研究科委員会において、出席委員の３分の２以上の賛成を必要とする。ただし、学長が意見の聴取方法を指定した場合は、学長の指定した方法に沿って意見を述べるものとする。

（内規の改廃）

第８条　この内規の改廃は、研究科長が行い学長に報告する。ただし、研究科長は、改廃に当たり看護学研究科委員会の意見を聴くことができる。

２　前項の報告を受けた学長は、必要に応じて部局長等会議の意見を聴き、決定の内容を変更することができる。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。